

株 主 各 位

東京都渋谷区本町一丁目6番2号

カシオ計算機株式会社

代表取締役社長執行役員 榎尾和雄

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

〔郵送による議決権の行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権の行使の場合〕

議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご登録ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第59期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日の受付開始は、午前8時30分を予定しております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.casio.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

##### 全般概況

当グループは創立以来、「創造 貢献」を経営理念に掲げ、ゼロから1を生む独創的な発想と先進的な技術をもって、社会への貢献を実践することにより、企業としての成長を図り企業価値を高めることを経営の使命と考えております。

当期につきましては、経営目標達成に向け、全世界で通用する独自技術を生かした新製品の開発と積極的な世界展開により、長期的視点に立った収益力強化、経営・財務体質強化に取り組んでまいりました。既存事業においては、時計や電卓、電子辞書をはじめとして、ブランド力、高い技術力、斬新な企画力を生かし、グローバルエリア展開の拡大、新ジャンル製品による市場創造、高価格帯製品のラインアップ拡大などを積極的に推進し、さらなる事業拡大及び収益力の一層の強化を図りました。あわせて、安定的な高収益体質を確立すべく、新規事業創出のための製品開発と、その商品力を最大限に引き出すビジネスモデルの開発を積極的に推進いたしました。

内外の経済状況に関しましては、国内や米国では堅調に推移した一方、新興国や欧州の減速懸念や急激な為替変動などもあり、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況下、当期の売上高は3,383億円となりました。損益につきましては、営業利益は367億円、経常利益は378億円となり、当期純利益は過去最高の264億円となりました。

##### セグメント別概況

コンシューマセグメントにおきましては、時計や電卓の販売が順調に拡大し、デジタルカメラも収益性を向上した結果、増収増益となりました。

時計は、世界初のGPSハイブリッド電波ソーラーを搭載した高価格帯の「G-SHOCK」「OCEANUS」の売上が国内外で好調に推移し大幅な増収となり、また、Bluetooth®でスマートフォンと連携する「EDIFIE

CE」の売上も好調に推移いたしました。利益面においても各ブランドを核とした製品ミックスの改善により利益を拡大し、この結果、時計事業は過去最高の売上・利益を達成いたしました。

電卓は海外の現地ニーズに対応したローカライズ製品の拡大により、売上・利益を拡大いたしました。

デジタルカメラは独自ジャンルのハイエンド製品の投入により、利益を拡大いたしました。

当セグメントの売上高は、前期比8.6%増の2,871億円となりました。

システムセグメントにおきましては、事業構造改革、新製品開発の強化を推進してまいりましたが、B to Bマーケットの回復遅れやプロジェクト事業の開発費の増加などにより、減収減益となりました。

当セグメントの売上高は、前期比9.8%減の408億円となりました。

その他セグメントは、金型などのグループ会社の独自事業等であり、その売上高は、前期比13.5%減の104億円となりました。

以上による各セグメント別売上高の実績は次のとおりです。

[セグメント別売上高]

| セグメント  | 金額      | 前期比   | 構成比   |
|--------|---------|-------|-------|
|        | 百万円     | %     | %     |
| コンシューマ | 287,113 | 108.6 | 84.8  |
| システム   | 40,848  | 90.2  | 12.1  |
| その他    | 10,428  | 86.5  | 3.1   |
| 合計     | 338,389 | 105.2 | 100.0 |
| 国内     | 106,191 | 90.1  | 31.4  |
| 海外     | 232,198 | 113.9 | 68.6  |

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

## (2) 設備投資の状況

当期における設備投資につきましては、新製品対応及び生産能力増強のための生産設備などを中心に、技術研究開発の投資を含め、当グループ全体で総額59億円の投資を行いました。セグメント別の内訳は、コンシューマは時計などを中心に45億円、システム10億円、その他2億円であります。

### (3) 資金調達の様況

当期における資金調達につきましては、ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債100億円の発行及び長期借入金として370億円の調達を実施いたしました。なお、当期の返済、償還による有利子負債の減少が559億円であることから、当期末有利子負債残高は前期末比88億円減少し、772億円となりました。

### (4) 対処すべき課題

当グループでは、各事業分野においてグローバルなコスト競争力を強化し高収益を確保できる強靱な収益基盤の構築に取り組んでおります。その具体化のため新中期計画を強力に推進し、企業価値の最大化を図ってまいります。

さらに、財務体質の強化を図り、企業の社会的責任をこれまで以上に果たすことが重要な課題と考えております。その実現に向け全社をあげて以下の施策を推進してまいります。

#### ①新ジャンルの確立

当グループは、刻々と変化する市場のニーズを的確に捉える商品企画力及び独自技術の融合により、高収益を実現できる新ジャンルの確立を各事業分野において進めてまいります。

#### ②新しい戦略事業の創出

今後も着実に成長してゆくためには、現有事業に加え、当グループの技術を基軸とした新しい事業領域での価値創造が不可欠と考えております。そのためこれまで以上に経営リソースを新規事業領域に集中させ、安定した高収益構造が実現できる事業の早期立ち上げを目指してまいります。

#### ③財務体質の強化

成長を支える財務基盤の強化に向けて、自己資本比率及びD/Eレシオ（有利子負債／自己資本）の改善を推進してまいります。あわせて利益の大幅な拡大と株主還元の実現により、ROEの持続的な向上に取り組めます。また、将来の事業拡大に必要とされる成長資金及び今後の有利子負債返済に対する財務流動性の確保も重要な財務課題と認識しており、引き続きフリー・キャッシュ・フローの創造に努め、安定的かつ強靱な財務体質の構築に取り組んでまいります。

#### ④企業の社会的責任への取り組み

従業員の行動指針を明文化した「カシオ創造憲章」のもと、法令遵守、社会秩序の維持はもとより、地球温暖化防止活動や生物多様性の保全活動、次世代育成、復興支援など、様々なCSR課題に本業を通じて取り組んでまいります。

以上の4施策を完遂することにより、企業価値の拡大に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き温かいご理解とご支援を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分            | 平成23年度<br>(第56期) | 平成24年度<br>(第57期) | 平成25年度<br>(第58期) | 平成26年度<br>(第59期当期) |
|----------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 301,660          | 297,763          | 321,761          | 338,389            |
| 営 業 利 益(百万円)   | 9,065            | 20,053           | 26,576           | 36,763             |
| 経 常 利 益(百万円)   | 6,980            | 19,702           | 25,743           | 37,857             |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 2,556            | 11,876           | 15,989           | 26,400             |
| 1株当たり当期純利益(円)  | 9.51             | 44.17            | 59.47            | 100.08             |
| 総 資 産(百万円)     | 366,212          | 369,322          | 366,964          | 374,656            |
| 純 資 産(百万円)     | 149,254          | 163,968          | 185,256          | 204,158            |
| 1株当たり純資産額(円)   | 554.22           | 609.57           | 688.66           | 781.20             |
| 自 己 資 本 比 率(%) | 40.7             | 44.4             | 50.5             | 54.5               |

(注) 1. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (6) 重要な子会社の状況 (平成27年3月31日現在)

| 会 社 名                         | 資 本 金             | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容              |
|-------------------------------|-------------------|----------|----------------------------|
|                               | 百万円               | %        |                            |
| 山形カシオ株式会社                     | 1,500             | 100.0    | デジタルカメラ・電子時計・システム機器・部品等の製造 |
| カシオ電子工業株式会社                   | 300               | 100.0    | ページプリンタの開発・製造・販売           |
| カシオ情報機器株式会社                   | 2,000             | 100.0    | システム機器の販売及びソフトウェアの開発・販売    |
| Casio America, Inc.           | 千米ドル<br>80,000    | 100.0    | 当社製品の販売                    |
| Casio Holdings, Inc.          | 千米ドル<br>83,900    | 100.0    | 北米地域の統括・持株会社               |
| Casio Europe GmbH             | 千ユーロ<br>20,440    | 100.0    | 当社製品の販売                    |
| Casio Electronics Co., Ltd.   | 千英ポンド<br>6,600    | 100.0    | 当社製品の販売                    |
| Casio Computer(Hong Kong)Ltd. | 千香港ドル<br>73,000   | 100.0    | 電卓等の製造                     |
| カシオ電子(深圳)有限公司                 | 千米ドル<br>5,981     | 100.0    | 電子時計の設計・製造                 |
| カシオ(中国)貿易有限公司                 | 千米ドル<br>8,800     | 100.0    | 当社製品の販売                    |
| カシオ電子科技(中山)有限公司               | 千米ドル<br>9,000     | 100.0    | 電卓・電子辞書・電子楽器等の製造           |
| Casio(Thailand)Co., Ltd.      | 千バーツ<br>1,020,000 | 100.0    | 電子時計等の製造                   |

(注) Casio America, Inc. に対する議決権比率は、Casio Holdings, Inc. の出資によるものです。

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当グループは、コンシューマ、システム、その他の分野において、開発・生産から販売・サービスにわたる事業を営んでおります。

主要な製品は次のとおりです。

| セグメント  | 製品名                                                |
|--------|----------------------------------------------------|
| コンシューマ | ウォッチ、クロック、電子辞書、電卓、電子文具、電子楽器、デジタルカメラ等               |
| システム   | ハンディターミナル、電子レジスター、オフィス・コンピューター、ページプリンタ、データプロジェクター等 |
| その他    | 金型等                                                |

(8) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

① 当社

| 名称        | 所在地               |
|-----------|-------------------|
| 本社        | 東京都渋谷区本町一丁目6番2号   |
| 羽村技術センター  | 東京都羽村市栄町三丁目2番1号   |
| 八王子技術センター | 東京都八王子市石川町2951番5号 |

② 重要な子会社

| 名称                   | 所在地                    | 名称                            | 所在地                          |
|----------------------|------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| 山形カシオ株式会社            | 山形県東根市                 | Casio Electronics Co., Ltd.   | London<br>England            |
| カシオ電子工業株式会社          | 埼玉県入間市                 | Casio Computer(Hong Kong)Ltd. | Kowloon<br>Hong Kong         |
| カシオ情報機器株式会社          | 東京都千代田区                | カシオ電子(深圳)有限公司                 | 中国広東省<br>深圳市                 |
| Casio America, Inc.  | New Jersey<br>U. S. A. | カシオ(中国)貿易有限公司                 | 中国<br>上海市                    |
| Casio Holdings, Inc. | New Jersey<br>U. S. A. | カシオ電子科技(中山)有限公司               | 中国広東省<br>中山市                 |
| Casio Europe GmbH    | Norderstedt<br>Germany | Casio(Thailand) Co., Ltd.     | Nakhonratchasima<br>Thailand |

(9) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|---------|-------------|
| 11,592名 | 増 600名      |

（注）使用人数は、就業人員（臨時従業員を除く）を記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 2,677名  | 減 51名       | 46.0歳   | 19.6年       |

（注）使用人数は、就業人員（臨時従業員を除く）を記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

| 借 入 先                     | 借 入 額     |
|---------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 33,500百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 15,000    |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社   | 11,500    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社       | 5,000     |

## 2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 471,693,000株

(2) 発行済株式の総数 269,020,914株

(注) 発行済株式の総数は、平成26年7月31日に自己株式の消却を実施したため、前期末に比べて10,000千株減少しております。

(3) 株主数 37,540名

(4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                       | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------------------------------|----------|---------|
| 日本マスタートラスト<br>信託銀行株式会社<br>(信託口)                                             | 21,544千株 | 8.24%   |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社<br>(信託口)                                           | 15,392   | 5.89    |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社<br>(三井住友信託銀行再信託分・株式<br>会社三井住友銀行退職給付信託口)            | 13,365   | 5.11    |
| 日本生命保険相互会社                                                                  | 12,985   | 4.97    |
| 有限会社カシオプロス                                                                  | 10,000   | 3.83    |
| 株式会社三井住友銀行                                                                  | 6,821    | 2.61    |
| B N Y G C M C L I E N T<br>A C C O U N T J P R D A C<br>I S G ( F E - A C ) | 4,611    | 1.76    |
| J P M O R G A N C H A S E<br>B A N K 3 8 5 0 7 8                            | 4,425    | 1.69    |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                                                               | 4,097    | 1.57    |
| 資産管理サービス<br>信託銀行株式会社<br>(証券投資信託口)                                           | 3,842    | 1.47    |

(注) 1. 当社は自己株式を7,682,689株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、当該株式数は株主名簿上の数であり、実質的な保有株式数は7,681,689株です。

2. 持株比率は自己株式（7,682,689株）を控除して計算しております。

3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口）の持株数のうち6,365千株は、株式会社三井住友銀行が議決権行使の指図権を留保しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

### ①自己株式の取得

平成26年7月7日付取締役会の決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

- ・取得した株式の種類及び数 当社普通株式 7,609千株
- ・取得価額の総額 12,499百万円
- ・取得した期間 平成26年7月8日から平成26年8月27日

### ②自己株式の消却

平成26年7月7日付取締役会の決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

- ・消却した株式の種類及び数 当社普通株式 10,000千株
- ・自己株式消却額 10,969百万円
- ・消却した日 平成26年7月31日

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

### 当事業年度の末日における新株予約権の状況

平成26年7月7日付取締役会の決議による2019年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

- ・新株予約権の数 1,000個
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数  
当社普通株式 4,852,013株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1株当たり 2,061円
- ・新株予約権の行使期間  
平成26年8月6日から平成31年7月9日まで

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 地 位                    | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                           |
|------------------------|---------|---------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役<br>長 執 行 役 員 | 樫 尾 和 雄 |                                                   |
| 取 締 役<br>専 務 執 行 役 員   | 村 上 文 庸 | 生産資材統轄部長兼環境担当、カシオ電子(深圳)有限公司董事長、カシオ電子科技(中山)有限公司董事長 |
| 取 締 役<br>専 務 執 行 役 員   | 樫 尾 彰   | 研究開発担当                                            |
| 取 締 役<br>専 務 執 行 役 員   | 高 木 明 徳 | 財務・IR担当                                           |
| 取 締 役<br>専 務 執 行 役 員   | 中 村 寛   | 営業本部長                                             |
| 取 締 役<br>専 務 執 行 役 員   | 増 田 裕 一 | 時計事業部長                                            |
| 取 締 役<br>専 務 執 行 役 員   | 樫 尾 和 宏 | コンシューマ・システム事業本部長                                  |
| 取 締 役<br>行 務 員         | 山 岸 俊 之 | 経営統轄部長、Casio Holdings, Inc. 取締役社長                 |
| 取 締 役<br>行 務 員         | 小 林 誠   | 総務人事統轄部長                                          |
| 取 締 役                  | 石 川 博 一 |                                                   |
| 取 締 役                  | 小 谷 誠   | 東京電機大学名誉教授                                        |
| 監 査 役(常勤)              | 寺 尾 康 史 |                                                   |
| 監 査 役(常勤)              | 高 須 正   |                                                   |
| 監 査 役                  | 大 徳 宏 教 | 麻布税理士法人代表社員、株式会社オプトエレクトロニクス社外監査役                  |

- (注) 1. 取締役 石川博一、小谷 誠の両氏は、会社法に定める社外取締役です。また、両氏は東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
2. 監査役 寺尾康史、大徳宏教の両氏は、会社法に定める社外監査役です。また、両氏は東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
3. 監査役 寺尾康史氏は、長年金融業務に携わるとともに企業経営も経験してきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 大徳宏教氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 小谷 誠氏の兼職先である東京電機大学と当社との間に取引はありません。
6. 監査役 大徳宏教氏の兼職先である麻布税理士法人と当社との間に取引はありません。
7. 監査役 大徳宏教氏の兼職先である株式会社オプトエレクトロニクスと当社との間に資材購入等の取引がありますが、当社の売上規模に鑑みると特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。

8. 当社は、取締役 石川博一、小谷 誠の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。
9. 取締役 榎尾幸雄、高島 進の両氏は、平成26年6月27日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
10. 当社は平成11年6月29日より執行役員制度を導入しており、上記の取締役兼務者以外の執行役員の氏名及び担当業務は次のとおりです。
- |       |      |                           |
|-------|------|---------------------------|
| 矢澤 篤志 | 執行役員 | 生産資材統轄部副統轄部長              |
| 持永 信之 | 執行役員 | コンシューマ・システム事業本部コンシューマ事業部長 |
| 守屋 孝司 | 執行役員 | コンシューマ・システム事業本部システム事業部長   |
| 榎尾 哲雄 | 執行役員 | C S 統轄部長                  |
| 沖室 敏治 | 執行役員 | 営業本部海外営業統轄部サイネージ営業部長      |
| 榎尾 隆司 | 執行役員 | コーポレートコミュニケーション統轄部長       |
| 中山 仁  | 執行役員 | Q V 事業部長                  |
| 高野 晋  | 執行役員 | 財務統轄部長                    |
| 植原 正幸 | 執行役員 | 営業本部国内営業統轄部長              |
| 伊東 重典 | 執行役員 | 営業本部米州地域統轄担当              |
| 稲田 能之 | 執行役員 | 総務人事統轄部総務部長兼購買推進部長        |
| 井口 敏之 | 執行役員 | サイネージ事業部長                 |
| 寺田 秀昭 | 執行役員 | デジタル絵画事業部長                |

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支給人員        | 支給額               |
|--------------------|-------------|-------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 13名<br>(2名) | 398百万円<br>(16百万円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名)  | 40百万円<br>(27百万円)  |
| 合 計                | 16名         | 439百万円            |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、平成26年6月27日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 支給額合計には、当事業年度の役員賞与引当金繰入額119百万円(取締役9名に対し119百万円)が含まれております。
5. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第53回定時株主総会において年額7億円以内(ただし、使用人分給与及び役員退職慰労引当金繰入額は含まない。)と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第51回定時株主総会において年額7千万円以内(ただし、役員退職慰労引当金繰入額は含まない。)と決議いただいております。

### (3) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

| 氏 名       | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                      |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 石川 博一 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を適宜行っております。                                                                                           |
| 取締役 小谷 誠  | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を適宜行っております。                                                                                           |
| 監査役 寺尾 康史 | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、また、監査役会10回の全てに出席し、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会においても、業務の適正性を確保するための発言・提言を行っております。                            |
| 監査役 大徳 宏教 | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、また、監査役会10回の全てに出席し、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、並びに公認会計士としての専門的見地からの助言・提言等を適宜行っております。また、監査役会においても、業務の適正性を確保するための発言・提言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 70百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 89百万円 |

(注) 1. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である生産性向上設備投資促進税制に係る業務についての対価を支払っております。

### (3) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の重要な子会社の計算関係書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、Casio America, Inc.、Casio Europe GmbH、Casio Electronics Co., Ltd.、Casio Computer (Hong Kong) Ltd.、カシオ電子(深圳)有限公司、カシオ(中国)貿易有限公司、カシオ電子科技(中山)有限公司及びCasio(Thailand) Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社は、『創造 貢献』の経営理念に基づき、「カシオ創造憲章」、「カシオ行動指針」、「カシオ倫理行動規範」を定め、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

### (1) 当社及びグループ会社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①職務の遂行に係る各種法令を遵守するべく、必要に応じて方針・規程・規則等の文書類を整備し、CSR委員会を始めとする各種委員会での審議・検討を経て、ルールの周知・徹底を図る。
- ②法令違反行為等に関する問題を相談又は通報する窓口として「公益通報ホットライン」を社内外に設置し、整備・運用を図る。通報者に対しては不利益のないことを確保する。

- ③市民社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切関わりを持たず、不当要求に対しては組織全体として毅然とした対応をとる。
- ④上記ルールの妥当性と運用の適切性について内部監査等、継続的な見直しによる改善を行い、不祥事の未然防止を図る。

**(2) 当社及びグループ会社における取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役及び使用人の職務執行に係る情報は「文書管理規程」、その他の規則に基づき、各担当部門が保存及び管理する。

**(3) 当社及びグループ会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ①経営に重大な影響を及ぼすリスクについては、「リスク管理規程」に基づき、CSR委員会の下で関連部門と事務局が一体となって推進する体制を確立する。
- ②製品安全リスクについては、製品の安全に対するお客様の信頼に応えることが経営上の重要な課題であるとの認識のもと「製品安全に関する基本方針」を定め、推進体制を構築する。

**(4) 当社及びグループ会社における取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ①当社及びグループ会社の経営上の重要案件は、当社の取締役及び監査役が出席する取締役会で審議・決定する仕組みをとり、原則として毎月1回以上開催することにより経営の意思決定を合理的かつ迅速に行う。
- ②業務執行上の重要事項については、当社の執行役員、取締役及び監査役が出席する執行役員会で審議・決定し、グループ横断的な調整や対策がスムーズに実施できる仕組みをとる。
- ③執行手続の詳細については、「業務執行決裁権限規程」、「グループ会社決裁権限規程」に定める。
- ④グループ会社は、連結ベースの経営計画、グループ会社決裁権限規程、各種グループ基本方針等に基づき、職務執行体制を構築する。

- (5) **当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制**
- ①業務の適正を確保するために「カシオ創造憲章」、「カシオ行動指針」、「カシオ倫理行動規範」を基礎として、諸規程を定める。
  - ②当社は、グループ会社担当役員制度によりグループ会社ごとに当社の取締役あるいは執行役員を担当に割り当て、「グループ会社決裁権限規程」に従い、当社への決裁・報告制度によるグループ会社経営の管理を行い必要に応じてモニタリングを行う。
  - ③財務報告の適正性及び信頼性を確保すべく推進体制を構築し、業務フロー及び財務報告に係る内部統制を点検の上、文書化し、評価、改善を行う。
- (6) **当社監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ①監査役の職務を補助すべき使用人を任命する。
  - ②監査役を補助すべき使用人の任命、異動、評価、懲戒に関する事項は、監査役会の事前同意を必要とする。
- (7) **当社の取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制と監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ①当社の取締役及び使用人は、当社又はグループ会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときや法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があるときは、遅滞なく当社監査役に報告する。
  - ②グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又はグループ会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときや法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があるときは、当社のグループ会社担当役員に遅滞なく報告し、当該担当役員は遅滞なく当社監査役に報告する。
  - ③グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、当社からの経営管理・経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認められた場合には、当社監査役に報告する。

- ④当社の取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人は、当社監査役の要請に応じて必要な報告及び情報の提供を行う。
- ⑤当社内部監査部門は当社及びグループ会社の監査結果を定期的に当社監査役に報告する。
- ⑥公益通報ホットライン事務局は通報状況・処理状況を当社監査役に報告する。
- ⑦当社監査役へ報告をした者に対しては不利益のないことを確保する。
- ⑧当社監査役が当社に対して職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等を請求したときは速やかに処理する。
- ⑨当社監査役は、当社内の重要な会議に出席できる。
- ⑩当社及びグループ会社の重要な稟議書は決裁終了後、当社監査役に報告する。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月14日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の体制は当該改定がなされた後のものです。なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現に変更したものであります。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

## 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                | 金 額            |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| <b>【資産の部】</b>   | 百万円            | <b>【負債の部】</b>      | 百万円            |
| <b>流動資産</b>     | <b>244,614</b> | <b>流動負債</b>        | <b>82,306</b>  |
| 現金及び預金          | 82,806         | 支払手形及び買掛金          | 35,135         |
| 受取手形及び売掛金       | 45,869         | 短期借入金              | 250            |
| 有価証券            | 32,144         | 未払金                | 23,843         |
| たな卸資産           | 55,951         | 未払費用               | 13,500         |
| 繰延税金資産          | 7,621          | 未払法人税等             | 3,208          |
| 現先短期貸付金         | 11,760         | 製品保証引当金            | 778            |
| その他             | 8,983          | その他                | 5,592          |
| 貸倒引当金           | △520           | <b>固定負債</b>        | <b>88,192</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>130,042</b> | 新株予約権付社債           | 10,043         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>62,301</b>  | 長期借入金              | 67,000         |
| 建物及び構築物         | 18,051         | 繰延税金負債             | 1,543          |
| 機械装置及び運搬具       | 2,922          | 退職給付に係る負債          | 1,219          |
| 工具、器具及び備品       | 3,600          | その他                | 8,387          |
| 土地              | 36,492         | <b>負債合計</b>        | <b>170,498</b> |
| リース資産           | 964            | <b>【純資産の部】</b>     |                |
| 建設仮勘定           | 272            | <b>株主資本</b>        | <b>182,956</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>6,252</b>   | 資本金                | 48,592         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>61,489</b>  | 資本剰余金              | 65,058         |
| 投資有価証券          | 42,140         | 利益剰余金              | 79,301         |
| 退職給付に係る資産       | 14,138         | 自己株式               | △9,995         |
| 繰延税金資産          | 2,254          | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>21,202</b>  |
| その他             | 3,031          | その他有価証券評価差額金       | 11,392         |
| 貸倒引当金           | △74            | 為替換算調整勘定           | 2,622          |
| <b>資産合計</b>     | <b>374,656</b> | 退職給付に係る調整累計額       | 7,188          |
|                 |                | <b>純資産合計</b>       | <b>204,158</b> |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b>     | <b>374,656</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結損益計算書

（平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで）

| 科 目                         | 金 額   | 百 万 円 | 百 万 円   |
|-----------------------------|-------|-------|---------|
| 売 上 高                       |       |       | 338,389 |
| 売 上 原 価                     |       |       | 190,706 |
| 売 上 総 利 益                   |       |       | 147,683 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |       |       | 110,920 |
| 営 業 利 益                     |       |       | 36,763  |
| 営 業 外 収 益                   |       |       |         |
| 受 取 利 息                     | 609   |       |         |
| 受 取 配 当 金                   | 492   |       |         |
| 為 替 差 益                     | 1,337 |       |         |
| そ の 他                       | 361   |       | 2,799   |
| 営 業 外 費 用                   |       |       |         |
| 支 払 利 息                     | 888   |       |         |
| 金 利 ス フ ッ プ 評 価 損 失         | 282   |       |         |
| そ の 他                       | 535   |       | 1,705   |
| 経 常 利 益                     |       |       | 37,857  |
| 特 別 利 益                     |       |       |         |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益           | 120   |       |         |
| そ の 他                       | 5     |       | 125     |
| 特 別 損 失                     |       |       |         |
| 固 定 資 産 除 却 損 失             | 1,411 |       |         |
| 減 損 損 失                     | 2,322 |       |         |
| そ の 他                       | 29    |       | 3,762   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |       |       | 34,220  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税       | 5,347 |       |         |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 2,446 |       | 7,793   |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |       |       | 26,427  |
| 少 数 株 主 利 益                 |       |       | 27      |
| 当 期 純 利 益                   |       |       | 26,400  |

（注）記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                          | 株主資本   |        |         |         |         |
|--------------------------|--------|--------|---------|---------|---------|
|                          | 資本金    | 資本剰余金  | 利益剰余金   | 自己株式    | 株主資本合計  |
| 当連結会計年度期首残高              | 48,592 | 65,703 | 70,447  | △8,603  | 176,139 |
| 当連結会計年度変動額               |        |        |         |         |         |
| 剰余金の配当                   |        |        | △7,298  |         | △7,298  |
| 当期純利益                    |        |        | 26,400  |         | 26,400  |
| 自己株式の取得                  |        |        |         | △12,515 | △12,515 |
| 自己株式の処分                  |        | 77     |         | 153     | 230     |
| 自己株式の消却                  |        | △722   | △10,248 | 10,970  | —       |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) |        |        |         |         |         |
| 当連結会計年度変動額合計             | —      | △645   | 8,854   | △1,392  | 6,817   |
| 当連結会計年度末残高               | 48,592 | 65,058 | 79,301  | △9,995  | 182,956 |

|                          | その他の包括利益累計額          |             |              |                      |                       | 少数株主持分 | 純資産合計   |
|--------------------------|----------------------|-------------|--------------|----------------------|-----------------------|--------|---------|
|                          | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に<br>係る調整<br>累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |        |         |
| 当連結会計年度期首残高              | 6,335                | △49         | △2,577       | 5,292                | 9,001                 | 116    | 185,256 |
| 当連結会計年度変動額               |                      |             |              |                      |                       |        |         |
| 剰余金の配当                   |                      |             |              |                      |                       |        | △7,298  |
| 当期純利益                    |                      |             |              |                      |                       |        | 26,400  |
| 自己株式の取得                  |                      |             |              |                      |                       |        | △12,515 |
| 自己株式の処分                  |                      |             |              |                      |                       |        | 230     |
| 自己株式の消却                  |                      |             |              |                      |                       |        | —       |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | 5,057                | 49          | 5,199        | 1,896                | 12,201                | △116   | 12,085  |
| 当連結会計年度変動額合計             | 5,057                | 49          | 5,199        | 1,896                | 12,201                | △116   | 18,902  |
| 当連結会計年度末残高               | 11,392               | —           | 2,622        | 7,188                | 21,202                | —      | 204,158 |

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数 42社

主要な連結子会社名は、「事業報告 1. 企業集団の現況に関する事項 (6)重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

カシオ鐘表(東莞)有限公司、Casio Marketing(Thailand)Co., Ltd.の2社は設立により連結子会社に該当することとなったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

甲府カシオ株式会社は清算終了のため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

##### ② 非連結子会社の名称等

該当はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法適用の関連会社数 2社

主要な会社名 カシオリース株式会社

株式会社フォトハイウェイ・ジャパンは株式の売却のため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、カシオ電子(深圳)有限公司他9社を除いて、連結決算日に一致しております。

カシオ電子(深圳)有限公司他9社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないので、当連結計算書類の作成に当っては各社の当該事業年度に係る計算書類を基礎としております。

なお、当該決算日と連結決算日が異なることから生ずる連結会社間取引に係る会計記録の重要な不一致等については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

・時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブについては、時価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

④ 固定資産の減価償却の方法

イ.有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び当社の本社建物、構築物については定額法）、在外連結子会社は主として定額法によっております。

ロ.無形固定資産（リース資産を除く）

・市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益に基づく減価償却方法（但し、3年以内）によっております。

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ.リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑤ 引当金の計上基準

イ.貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ.製品保証引当金

販売済製品に対して保証期間に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したものであり、この計上額は過去1年間のアフターサービス費の実績額を基準として算出しております。

ハ.役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

（完成工事高及び完成工事原価の計上基準）

イ.当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）によっております。

ロ.その他の工事

工事完成基準によっております。

⑦ 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑧ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

⑨ のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

⑩ 退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

⑪ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

⑫ 連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

この変更による影響はありません。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 88,712百万円 |
| (2) 輸出手形割引高        | 1,926百万円  |

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加  | 減少       | 当連結会計年度末  |
|-------|-----------|-----|----------|-----------|
| 普通株式  | 279,021千株 | －千株 | 10,000千株 | 269,021千株 |

(注) 普通株式の発行済株式の総数の減少10,000千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却による減少であります。

##### (2) 配当に関する事項

###### ① 配当金支払額

平成26年6月27日開催の第58回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 4,033百万円
- ・ 1株当たり配当額 15円
- ・ 基準日 平成26年3月31日
- ・ 効力発生日 平成26年6月30日

平成26年10月30日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 3,265百万円
- ・ 1株当たり配当額 12円50銭
- ・ 基準日 平成26年9月30日
- ・ 効力発生日 平成26年12月2日

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年6月26日開催の第59回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・ 配当金の総額 5,880百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 22円50銭
- ・ 基準日 平成27年3月31日
- ・ 効力発生日 平成27年6月29日

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当グループは、余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金及び設備投資に必要な資金は社債発行や銀行等金融機関からの借入によって調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に行い、リスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主として安全性の高い高格付けの債券と業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的の時価を把握し、保有状況を見直しております。

支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

営業債務、借入金、新株予約権付社債は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当グループでは、手元流動性を連結売上高の一定以上に維持することなどにより管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引等、借入金に係るキャッシュ・フローの固定化を目的とした金利スワップ取引であります。デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に則っており、当該規程では、デリバティブ取引の管理方針、利用目的、利用範囲、組織体制、業務手続及び取引相手方の範囲に関する事項が規定されており、相互牽制機能が働くような実施体制及び報告体制を整備しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

|                   | 連結貸借対照表<br>計上額(*) | 時価(*)    | 差額    |
|-------------------|-------------------|----------|-------|
| (1) 現金及び預金        | 82,806            | 82,806   | —     |
| (2) 受取手形及び売掛金     | 45,869            | 45,869   | —     |
| (3) 有価証券及び投資有価証券  |                   |          |       |
| ①満期保有目的の債券        | 9,000             | 9,000    | —     |
| ②その他有価証券          | 62,753            | 62,753   | —     |
| (4) 支払手形及び買掛金     | (35,135)          | (35,135) | —     |
| (5) 未払金           | (23,843)          | (23,843) | —     |
| (6) 新株予約権付社債      | (10,043)          | (11,974) | 1,931 |
| (7) 長期借入金         | (67,000)          | (67,198) | 198   |
| (8) デリバティブ取引(*)   |                   |          |       |
| ①ヘッジ会計が適用されていないもの | 152               | 152      | —     |
| ②ヘッジ会計が適用されているもの  | —                 | —        | —     |

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引先金融機関から提示された価格によっており、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 新株予約権付社債

新株予約権付社債の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価について、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっておりますが、金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております（下記(8)参照）。

(8) デリバティブ取引

為替予約取引の時価については、先物為替相場によっております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体で処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(7)参照）。

(注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額2,531百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 781円20銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 100円08銭 |

## 7. 重要な後発事象に関する注記

特記すべき事項はありません。

## 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

| 科 目       | 金 額     | 科 目          | 金 額     |
|-----------|---------|--------------|---------|
| 【資産の部】    | 百万円     | 【負債の部】       | 百万円     |
| 流動資産      | 165,069 | 流動負債         | 62,778  |
| 現金及び預金    | 22,624  | 支払手形         | 3,098   |
| 受取手形      | 1,574   | 買掛金          | 23,018  |
| 売掛金       | 48,747  | 短期借入金        | 11,332  |
| 有価証券      | 32,144  | リース債務        | 477     |
| 製成品       | 22,176  | 未払金          | 15,177  |
| 原材料及び貯蔵品  | 2,291   | 未払費用         | 5,619   |
| 繰延税金資産    | 8,589   | 未払法人税等       | 604     |
| 現先短期貸付金   | 11,759  | 製品保証引当金      | 750     |
| その他の金     | 15,561  | 役員賞与引当金      | 119     |
| 貸倒引当金     | △400    | 設備関係支払手形     | 317     |
| 固定資産      | 141,508 | その他の         | 2,262   |
| 有形固定資産    | 47,591  | 固定負債         | 83,325  |
| 建物        | 12,828  | 新株予約権付社債     | 10,043  |
| 構築物       | 306     | 長期借入金        | 67,000  |
| 機械及び装置    | 635     | リース債務        | 870     |
| 車両運搬具     | 9       | その他の         | 5,411   |
| 工具、器具及び備品 | 1,985   | 負債合計         | 146,103 |
| 土地        | 30,715  | 【純資産の部】      |         |
| リース資産     | 858     | 株主資本         | 149,150 |
| 建設仮勘定     | 251     | 資本金          | 48,592  |
| 無形固定資産    | 4,851   | 資本剰余金        | 64,565  |
| ソフトウェア    | 4,522   | 資本準備金        | 64,565  |
| リース資産     | 217     | 利益剰余金        | 45,987  |
| その他の      | 111     | 利益準備金        | 7,090   |
| 投資その他の資産  | 89,065  | その他利益剰余金     | 38,897  |
| 投資有価証券    | 39,511  | 固定資産圧縮積立金    | 165     |
| 関係会社株     | 30,426  | 別途積立金        | 19,880  |
| 関係会社出資    | 9,276   | 繰越利益剰余金      | 18,851  |
| 長期貸付金     | 400     | 自己株式         | △9,994  |
| 関係社長期貸付金  | 481     | 評価・換算差額等     | 11,324  |
| 前払年金費用    | 3,992   | その他有価証券評価差額金 | 11,324  |
| 繰延税金資産    | 3,611   | 純資産合計        | 160,474 |
| その他の      | 1,376   | 負債純資産合計      | 306,578 |
| 貸倒引当金     | △10     |              |         |
| 資産合計      | 306,578 |              |         |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

（平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで）

| 科 目                   | 金 額    | 百 万 円 | 百 万 円   |
|-----------------------|--------|-------|---------|
| 売 上 高                 |        |       | 251,802 |
| 売 上 原 価               |        |       | 175,601 |
| 売 上 総 利 益             |        |       | 76,201  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        |       | 55,857  |
| 営 業 利 益               |        |       | 20,343  |
| 営 業 外 収 益             |        |       |         |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金 | 11,012 |       |         |
| 為 替 差 益               | 1,758  |       |         |
| そ の 他                 | 619    |       | 13,390  |
| 営 業 外 費 用             |        |       |         |
| 支 払 利 息               | 865    |       |         |
| 金 利 ス ワ ッ プ 評 価 損     | 282    |       |         |
| そ の 他                 | 466    |       | 1,614   |
| 経 常 利 益               |        |       | 32,119  |
| 特 別 利 益               |        |       |         |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 120    |       | 120     |
| 特 別 損 失               |        |       |         |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 1,369  |       |         |
| 減 損 損 失               | 1,291  |       |         |
| そ の 他                 | 28     |       | 2,689   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        |       | 29,550  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,947  |       |         |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 3,762  |       | 5,710   |
| 当 期 純 利 益             |        |       | 23,840  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                         | 株主資本   |        |          |         |       |          |           |        |         |         |
|-------------------------|--------|--------|----------|---------|-------|----------|-----------|--------|---------|---------|
|                         | 資本金    | 資本剰余金  |          |         | 利益準備金 | 利益剰余金    |           |        |         | 利益剰余金合計 |
|                         |        | 資本準備金  | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |       | その他利益剰余金 |           |        |         |         |
|                         |        |        |          |         |       | 退職積立金    | 固定資産圧縮積立金 | 別途積立金  | 繰越利益剰余金 |         |
| 当 期 首 残 高               | 48,592 | 64,565 | 644      | 65,210  | 7,090 | 750      | 164       | 12,880 | 18,808  | 39,692  |
| 当 期 変 動 額               |        |        |          |         |       |          |           |        |         |         |
| 退職積立金の取崩                |        |        |          |         |       | △750     |           |        | 750     | -       |
| 固定資産圧縮積立金の積立            |        |        |          |         |       |          | 8         |        | △8      | -       |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |        |        |          |         |       |          | △6        |        | 6       | -       |
| 別途積立金の積立                |        |        |          |         |       |          |           | 7,000  | △7,000  | -       |
| 剰余金の配当                  |        |        |          |         |       |          |           |        | △7,297  | △7,297  |
| 当期純利益                   |        |        |          |         |       |          |           |        | 23,840  | 23,840  |
| 自己株式の取得                 |        |        |          |         |       |          |           |        |         | -       |
| 自己株式の処分                 |        |        | 76       | 76      |       |          |           |        |         | -       |
| 自己株式の消却                 |        |        | △721     | △721    |       |          |           |        | △10,248 | △10,248 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |        |        |          |         |       |          |           |        |         |         |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -      | -      | △644     | △644    | -     | △750     | 1         | 7,000  | 42      | 6,294   |
| 当 期 末 残 高               | 48,592 | 64,565 | -        | 64,565  | 7,090 | -        | 165       | 19,880 | 18,851  | 45,987  |

|                         | 株主資本    |         | 評価・換算差額等         |         |                | 純資産合計   |
|-------------------------|---------|---------|------------------|---------|----------------|---------|
|                         | 自己株式    | 株主資本合計  | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |
| 当 期 首 残 高               | △8,602  | 144,892 | 6,289            | △49     | 6,240          | 151,132 |
| 当 期 変 動 額               |         |         |                  |         |                |         |
| 退職積立金の取崩                |         | -       |                  |         |                | -       |
| 固定資産圧縮積立金の積立            |         | -       |                  |         |                | -       |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |         | -       |                  |         |                | -       |
| 別途積立金の積立                |         | -       |                  |         |                | -       |
| 剰余金の配当                  |         | △7,297  |                  |         |                | △7,297  |
| 当期純利益                   |         | 23,840  |                  |         |                | 23,840  |
| 自己株式の取得                 | △12,515 | △12,515 |                  |         |                | △12,515 |
| 自己株式の処分                 | 153     | 230     |                  |         |                | 230     |
| 自己株式の消却                 | 10,969  | -       |                  |         |                | -       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |         | 5,034            | 49      | 5,084          | 5,084   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △1,391  | 4,257   | 5,034            | 49      | 5,084          | 9,341   |
| 当 期 末 残 高               | △9,994  | 149,150 | 11,324           | -       | 11,324         | 160,474 |

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。
- ② 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- ③ その他有価証券
  - ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
  - ・時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブについては、時価法によっております。

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び本社の建物及び構築物については定額法によっております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

###### ・ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく減価償却方法（但し、3年以内）、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

###### ・その他

定額法によっております。

##### ③ リース資産

###### ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (5) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

販売済製品に対して当社の保証期間に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したものであり、この計上額は過去1年間のアフターサービス費の実績額を基準として算出しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、当該超過額を投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13～15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(6) 収益及び費用の計上基準

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準)

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）によっております。

② その他の工事

工事完成基準によっております。

(7) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(9) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(10) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(11) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

この変更による影響はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- |                        |           |
|------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額     | 67,612百万円 |
| (2) 輸出手形割引高            | 980百万円    |
| (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |           |
| 金銭債権                   | 37,337百万円 |
| 金銭債務                   | 26,330百万円 |
| (4) 長期貸付金から直接控除した貸倒引当金 | 28百万円     |

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- |            |            |
|------------|------------|
| 売上高        | 108,478百万円 |
| 仕入高        | 146,001百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 3,565百万円   |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首  | 増加      | 減少       | 当事業年度末  |
|-------|----------|---------|----------|---------|
| 普通株式  | 10,181千株 | 7,618千株 | 10,118千株 | 7,681千株 |

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加7,618千株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加7,609千株、単元未満株式の買取りによる増加8千株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少10,118千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少10,000千株、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による減少117千株、単元未満株式の買増請求による減少0千株であります。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

|          |            |
|----------|------------|
| 繰越欠損金    | 16,613百万円  |
| 退職給付関連費用 | 3,130      |
| たな卸資産    | 1,505      |
| 有形固定資産   | 1,282      |
| その他      | 5,683      |
| 繰延税金資産小計 | 28,214百万円  |
| 評価性引当額   | △10,515百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 17,699百万円  |

#### (繰延税金負債)

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | △5,419百万円 |
| 固定資産圧縮積立金    | △79       |
| 繰延税金負債合計     | △5,498百万円 |
| 繰延税金資産の純額    | 12,200百万円 |

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が1,010百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が1,562百万円、その他有価証券評価差額金が552百万円それぞれ増加しております。

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

|                            |        |
|----------------------------|--------|
| (1) 当事業年度の末日における取得価額相当額    | 191百万円 |
| (2) 当事業年度の末日における減価償却累計額相当額 | 135百万円 |
| (3) 当事業年度の末日における未経過リース料相当額 | 68百万円  |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社等

| 種類  | 会社等の名称                        | 議決権等の所有割合(%) | 関連当事者との関係                 | 取引の内容    | 取引金額<br>(百万円) | 科目          | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-------------------------------|--------------|---------------------------|----------|---------------|-------------|---------------|
| 子会社 | Casio America, Inc.           | 間接<br>100.0  | 当社製品の販売                   | 製品の販売    | 29,391        | 売掛金         | 7,091         |
| 子会社 | Casio Europe GmbH             | 直接<br>100.0  | 当社製品の販売                   | 製品の販売    | 22,711        | 売掛金         | 3,984         |
| 子会社 | カシオ(中国)貿易有限公司                 | 直接<br>100.0  | 当社製品の販売                   | 製品の販売    | 3,442         | 売掛金         | 3,114         |
| 子会社 | Casio Computer(Hong Kong)Ltd. | 直接<br>100.0  | 当社電卓等の製造<br>役員の兼任         | 製品の仕入    | 56,095        | 買掛金         | 4,312         |
|     |                               |              |                           | 原材料の有償支給 | 9,456         | その他流動<br>資産 | 4,061         |
| 子会社 | カシオ電子(深圳)有限公司                 | 直接<br>100.0  | 当社電子時計の設計・<br>製造<br>役員の兼任 | 製品の仕入    | 40,172        | 買掛金         | 3,012         |
| 子会社 | Casio(Thailand)Co.,Ltd.       | 直接<br>100.0  | 当社電子時計等の<br>製造<br>役員の兼任   | 原材料の有償支給 | 9,756         | その他流動<br>資産 | 4,298         |
| 子会社 | 甲府カシオ株式会社                     | —            | —                         | 債権放棄     | 5,928         | —           | —             |

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
 2. 製品の仕入及び原材料の有償支給については、原価及び市場価格を勘案し交渉の上で価格を決定しております。  
 3. 製品販売については、製品の市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に価格を決定しております。  
 4. 甲府カシオ株式会社に対する債権放棄は同社の清算終了に伴い行ったものであり、前事業年度までに計上済みの貸倒引当金を充当しております。

### (2) 役員及び個人主要株主等

| 種類             | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の被所有割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容         | 取引金額<br>(百万円) | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|----------------|------------|---------------|-----------|---------------|---------------|----|---------------|
| 役員<br>の<br>近親者 | 櫻尾幸雄       | 直接<br>0.8     | —         | 経営に関する<br>助言等 | 34            | —  | —             |

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 櫻尾幸雄氏には当社創業の一員として長年の経営経験を基に経営全般に関する助言等を行ってもらうことを目的として特別顧問を委嘱しており、報酬額については協議の上、決定しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 614円05銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 90円38銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

特記すべき事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

カシオ計算機株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |      |   |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山田章雄 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 穴戸通孝 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 柴田叙男 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、カシオ計算機株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カシオ計算機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

カシオ計算機株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |      |   |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山田章雄 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 穴戸通孝 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 柴田叙男 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カシオ計算機株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

カシオ計算機株式会社 監査役会

監査役(常勤) 寺尾康史 ㊟

監査役(常勤) 高須正 ㊟

監査役 大徳宏教 ㊟

(注) 監査役 寺尾康史及び大徳宏教は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への安定した配当を維持することを基本に、利益水準、財務状況、配当性向等を総合的に勘案し成果の配分を行うこととしております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭

#### 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22円50銭

配当総額 5,880,132,563円

なお、中間配当金として1株につき12円50銭をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき35円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 取締役及び監査役に社内外を問わず広く適切な人材を招聘できる環境を整備し、また、その期待される役割を十分に発揮できるように、取締役会の決議によって、取締役及び監査役の責任を法令の定める範囲で一部免除することができる旨の規定を、変更案第27条第1項及び変更案第34条第1項のとおり新設するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、変更案第27条第2項及び変更案第34条第2項のとおり、その一部を変更するものであります。
- (3) 取締役の責任免除(変更案第27条)の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 (新 設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議により、賠償責任額から同法第425条第1項に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度としてその責任を免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="145 175 420 196">〈社外監査役との責任限定契約〉</p> <p data-bbox="132 210 380 230">第34条 (新 設)</p> <p data-bbox="190 496 543 735">当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、同法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>会社法第425条第1項に定める最低責任限度額</u>とする。</p> | <p data-bbox="588 175 767 196">〈監査役の責任免除〉</p> <p data-bbox="576 210 985 468">第34条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議により、賠償責任額から同法第425条第1項に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度としてその責任を免除することができる。</u></p> <p data-bbox="616 496 985 735">② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、同法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>同法第425条第1項に定める最低責任限度額</u>とする。</p> |

### 第3号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 樫尾和雄、村上文庸、樫尾 彰、高木明德、中村寛、増田裕一、樫尾和宏、山岸俊之、小林 誠、石川博一、小谷 誠の各氏が任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                 | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | かし  お  かず  お<br>樫  尾  和  雄<br>(昭和4年1月9日生)    | 昭和25年4月  樫尾製作所入所<br>昭和32年6月  当社設立と同時に取締役<br>昭和40年7月  同  常務取締役<br>昭和47年5月  同  代表取締役常務取締役<br>昭和51年6月  同  代表取締役専務取締役<br>昭和63年12月  同  代表取締役社長<br>平成11年6月  同  代表取締役社長 執行役員<br>平成26年5月  同  代表取締役 社長執行役員 (現任)                                                                                                          | 3,140,918株 |
| 2     | かし  お  かず  ひろ<br>樫  尾  和  宏<br>(昭和41年1月22日生) | 平成3年4月  当社入社<br>平成19年7月  同  執行役員 経営統轄部副統轄部長<br>平成22年1月  同  執行役員 経営統轄部長<br>平成22年12月  同  執行役員 DI事業部長<br>平成23年6月  同  取締役 執行役員 DI事業部長<br>平成25年4月  同  取締役 執行役員 新規事業開発本部長<br>平成25年10月  同  取締役 執行役員 コンシューマ・システム事業担当兼新規事業開発本部長<br>平成26年4月  同  取締役 執行役員 コンシューマ・システム事業本部長<br>平成26年5月  同  取締役 専務執行役員 コンシューマ・システム事業本部長 (現任) | 125,794株   |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | たかぎあきのり<br>高木明徳<br>(昭和15年8月31日生)   | 昭和39年4月 株式会社住友銀行入行<br>平成5年6月 同 取締役<br>平成8年6月 すみぎん信託銀行株式会社取締役社長<br>平成11年4月 当社顧問<br>平成11年6月 同 取締役 執行役員 経理・資金担当<br>平成13年6月 同 常務取締役 執行役員 経理・資金・I R 担当<br>平成20年6月 同 常務取締役 執行役員 財務・I R 担当<br>平成26年5月 同 取締役 専務執行役員 財務・I R 担当 (現任)            | 13,609株    |
| 4     | なかむらひろし<br>中村寛<br>(昭和32年3月3日生)     | 昭和56年4月 株式会社トーメン入社<br>平成12年4月 当社入社 Casio Computer Co., GmbH<br>Deutschland取締役社長<br>平成19年6月 同 執行役員 営業本部欧州地域統轄<br>担当兼Casio Europe GmbH取締役社長<br>平成21年4月 同 執行役員 営業本部長<br>平成21年6月 同 常務取締役 執行役員 営業本部長<br>平成26年5月 同 取締役 専務執行役員 営業本部長<br>(現任) | 7,504株     |
| 5     | ますだゆういち<br>増田裕一<br>(昭和29年7月20日生)   | 昭和53年4月 当社入社<br>平成18年6月 同 執行役員 開発本部時計統轄部長<br>平成21年4月 同 執行役員 時計事業部長<br>平成21年6月 同 取締役 執行役員 時計事業部長<br>平成26年5月 同 取締役 専務執行役員 時計事業部長<br>(現任)                                                                                                | 6,399株     |
| 6     | やまぎしとしゆき<br>山岸俊之<br>(昭和35年12月16日生) | 昭和60年4月 当社入社<br>平成21年4月 同 経営統轄部経営管理部長<br>平成22年12月 同 執行役員 経営統轄部長<br>平成25年6月 同 取締役 執行役員 経営統轄部長<br>(現任)                                                                                                                                  | 6,065株     |
| 7     | こばやしまこと<br>小林誠<br>(昭和33年2月8日生)     | 昭和57年4月 当社入社<br>平成16年4月 同 秘書室長<br>平成23年4月 同 執行役員 秘書渉外部長<br>平成25年4月 同 執行役員 総務人事統轄部長<br>平成25年6月 同 取締役 執行役員 総務人事統轄部長<br>(現任)                                                                                                             | 4,065株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職状況                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 8     | いし かわ ひろ かず<br>石 川 博 一<br>(昭和17年10月3日生) | 昭和41年4月 株式会社三井銀行入行<br>平成6年6月 株式会社さくら銀行取締役<br>平成9年6月 同 常務取締役<br>平成12年4月 同 代表取締役副頭取<br>平成13年4月 株式会社三井住友銀行代表取締役副頭取<br>平成14年6月 三井生命保険相互会社顧問<br>平成14年7月 同 取締役会長<br>平成21年4月 三井生命保険株式会社顧問 (平成26年3月退任)<br>平成23年6月 当社取締役 (現任) | 5,000株     |
| 9     | こ たに まこと<br>小 谷 誠<br>(昭和12年9月25日生)      | 昭和52年10月 東京電機大学工学部教授<br>平成7年4月 同大学理事<br>平成10年4月 同大学学長<br>平成17年6月 理研計器株式会社社外監査役<br>平成19年3月 東京電機大学理事<br>平成20年4月 同大学名誉教授 (現任)<br>平成25年6月 当社取締役 (現任)                                                                     | 1,000株     |
| 10    | ※ たか の しん 晋<br>高 野 晋<br>(昭和36年2月26日生)   | 昭和59年4月 当社入社<br>平成19年11月 同 経理部長<br>平成21年12月 同 執行役員 財務統轄部長 (現任)                                                                                                                                                       | 8,713株     |

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 石川博一、小谷 誠の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

4. 石川博一氏につきましては、長年にわたり金融業務に携わるとともに企業経営の経験も有しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、当社の社外取締役に就任してから4年になります。

5. 小谷 誠氏につきましては、大学教授としての学識経験とともに大学学長及び理事として大学運営の経験も有しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、当社の社外取締役に就任してから2年になります。

6. 当社は、石川博一、小谷 誠の両氏の間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、当社と両氏の間で当該契約を継続する予定であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役3名のうち、寺尾康史氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、重要な兼職の状況                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ※<br>戸 ざわ かず ひこ<br>澤 和 彦<br>(昭和26年10月5日生) | 昭和53年4月 東京地方検察庁 検事任官<br>平成14年4月 東京高等検察庁 検事<br>平成20年9月 最高検察庁 検事(平成20年11月退官)<br>平成20年11月 内閣府 情報公開・個人情報保護審査会委員<br>平成25年4月 同審査会 会長代理(平成26年3月退任)<br>平成26年4月 弁護士登録 虎ノ門法律経済事務所入所(現任) | 0株         |

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 戸澤和彦氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であります。
4. 戸澤和彦氏につきましては、検事、弁護士として長年培われた専門的な見識と幅広い経験を有しており、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公正中立な第三者的立場から客観的に監査役としての役割を果たしていただけると判断し、新たに社外監査役候補者といたしました。
5. 当社は、戸澤和彦氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

以上

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご登録ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。また、インターネット等によって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱ください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

##### (1) パソコン用サイトによる場合

- ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。
- イ. ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorerを使用できること。

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及び各国での登録商標です。

##### (2) 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。  
なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

- イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター  
【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

#### 6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上





# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区桜丘町26番1号  
セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム  
電話 03-3476-3000 (ホテル代表番号)



※渋谷駅周辺は、大規模整備で新しいまちづくりが進められ、工事による経路変更等が予想されますので、何とぞご理解・ご協力願います。

(交通のご案内)

JR山手線・埼京線、東急東横線・田園都市線、京王井の頭線、東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線の渋谷駅より徒歩5分

